

第1回 丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会 次第

日時：令和7年7月28日（月）

19時30分～

場所：丹波市春日住民センター大会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会設置要綱、傍聴規則
- 4 正副委員長の選出（互選）
- 5 丹波市教育委員会より説明
 - ・丹波市立学校適正規模・適正配置方針（概要）
 - ・丹波市の人口推移、小学生数の推移状況
 - ・船城地区における船城小学校の在り方に関する検討経過（概要）
- 6 今後の進め方について（意見交換）
- 7 次回委員会の日程について
 - ・日 時 月 日（ ）19時30分～
 - ・場 所
- 8 閉会

丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 丹波市春日地域における市立小学校の統合について検討するため、丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 春日地域市立小学校の統合の検討に関すること。
- (2) その他統合の検討に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 春日地域の各校区の自治会を代表する者
- (2) 春日地域小学校の保護者を代表する者
- (3) 春日地域認定こども園の保護者を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として委員会の設置から第2条の学校統合の検討に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(識見を有する者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

○丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会傍聴規則

令和 7 年 7 月 28 日

(傍聴の手続)

第 1 条 丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会（以下「検討委員会」という。）の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、先着順に受付においてその住所及び氏名を受付簿に自書し、係員の指示に従い傍聴席に着かなければならない。

(傍聴の禁止)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器の類その他危険のおそれのあるものを携帯した者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の数の制限)

第 3 条 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第 4 条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 私語及び飲食をしないこと。
- (2) 会議の言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 撮影、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 前各号のほか、会議の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 前項のほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

(退場命令)

第 5 条 委員長は、傍聴人がこの規則に違反し、会議秩序を乱すおそれがあると認めるときは、退場を命ずることができる。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、検討委員会が定める。

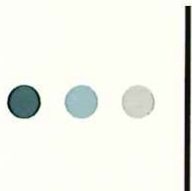
附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 28 日から施行する。

第1回丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会 資料

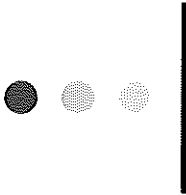
令和7年7月28日
丹波市教育委員会事務局

1



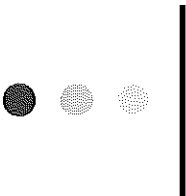
次第

- 1 丹波市立学校適正規模・適正配置方針(概要)
- 2 丹波市の人口推移、小学生数の推移状況
- 3 船城地区における船城小学校の在り方に関する検討経過
(概要)



1 丹波市立学校適正規模・適正配置方針(概要)

3



方針目的、策定経過、方針期間

1 方針目的

- ・「ふるさとを愛しこころ豊かでたくましい人づくり」の実現に向けた活力ある教育環境の整備と教育の質の更なる充実を目的とする。

2 策定経過

- ・丹波市立学校適正規模・適正配置検討委員会(※)に諮問

※識見を有する大学関係者、各地域の自治会長会理事、各地域の保護者の代表、学校関係者、公募による市民、合計18名で構成

⇒計5回の協議を行い、丹波市教育委員会に答申

⇒「丹波市立学校適正規模・適正配置方針」を策定(令和3年3月)

3 方針期間

- ・令和3年度～令和12年度(10年間)

4

丹波市立学校適正規模・適正配置方針(令和3年3月)の策定にあたって

丹波市立学校適正規模・適正配置方針の策定にあたっては、文科省の手引き「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(平成27年1月27日)を参考に、国の基準や丹波市の実情を踏まえ、学校の「適正規模」、「適正配置」の方針を策定しています。

5

丹波市の適正規模(小学校)

【丹波市の現状(当時)】

- ・国の基準の範囲内(12学級～18学級、1学年2学級～3学級)にある丹波市の小中学校はほとんど該当しない。
- ・今後は学級数の減少や、複式学級を有する小学校、単学級となる中学校が増加することが予測されることから、丹波市の実情に即した規模を学校の適正規模とする。

【検討委員会での主な意見】

- ・小規模によるデメリットは努力によって解消できない。
- ・今後、外国語教育やICT、プログラミング教育等、専門的な学習が増えてくると一定の教職員数がなければ対応しにくい場面も出てくる。
- ・子ども達には多様な価値観の中で育てほしい。
- ・少人数学級のほうが目が行き届くが、一方で人と関わる経験が不足している。

⇒『小学校の適正規模については、1学年1学級以上が維持できる規模とする。』

6

丹波市の適正配置(通学距離・通学時間)

【丹波市の現状(当時)】

- ・国の基準では、公立小中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安としている。ただし、スクールバスの活用など地域の実情や児童生徒の実態に応じて判断を行うことが適当としている。
- ・丹波市では、小学校下校時は、アフタースクールを利用する児童が多い中で少人数で下校しなければならないなど現状に課題があるもの、通学時間については、丹波市の状況は国の定める基準「おおむね1時間以内」を満たしている。通学距離については、小学校で4km、中学校で6kmを超える自治会があるが、通学時間は「1時間以内」を満たしている。

⇒『通学距離・通学時間については、通学距離は基準を設けない。通学時間は通学方法に関わらず小中学校とも1時間以内とする。』

7

丹波市の適正配置(学校の構成)

【丹波市の現状(当時)】

- ・令和2年4月時点において、小中学校とも各地域(旧町域)に1校以上ある。

【丹波市の方針】

- ・「丹波市まちづくりビジョン(令和元年度)」において、小学校や中学校は地域における教育・文化を支える拠点となる機能として位置づけられており、住み慣れた地域に残しておく方向で位置づけられている。

【検討委員会での主な意見】

- ・今後、自治会も統合しなければ存続できない時代となる中、学校も子どもが少なくなってもその機能が十分に発揮される状況となるように知恵を出す必要がある。

⇒『適正配置(学校の構成)については、地域内(旧町域)に小中学校を各1校以上配置する。』

8

● ● ● | 丹波市の適正配置(学校統合)

【適正配置(学校統合)に関する考え】

- ・一定の児童生徒数や学級数があることにより、子どもたちが多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばすことができると考える。
- ・教職員配置においても、すべての子どもたちに、等しく、望ましい学校教育を行うためには一定の職員数を確保することが必要である。

【検討委員会での主な意見】

- ・今後の児童生徒数の推移を見る限り、複式学級規模となる学校が増えてくること
がうかがえる。

⇒『適正配置(学校統合)については、小学校は複式学級規模となる場合又は複式学級規模となることが見込まれる場合に地域合意のもと、その学校のある地域(旧町域)で統合協議を行う。ただし、完全複式(3学級)規模となる場合は、地域合意の如何を問わず速やかに統合協議に入る。』

9

● ● ● | 丹波市立学校適正規模・適正配置方針 のまとめ(抜粋)

【適正規模】

- ・小学校は1学年1学級以上が維持できる規模とする。

【適正配置(通学距離・通学時間)】

- ・通学距離は基準を設けない。
- ・通学時間は通学方法に関わらず小中学校とも1時間以内とする。

【適正配置(学校の構成)】

- ・地域内(旧町域)に小中学校を各1校以上配置する。

【適正配置(学校統合)】

- ・小学校は複式学級規模となる場合又は複式学級規模となることが見込まれる場合に地域合意のもと、その学校のある地域(旧町域)で統合協議を行う。ただし、完全複式(3学級)規模となる場合は、地域合意の如何を問わず速やかに統合協議に入る。

10



新たな学びを取り入れた教育環境づくり

(1) 小中一貫教育制度

小中一貫校	既にある小中学校を組み合わせ、めざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成するとともに、それに基づき系統的な教育を行う学校
義務教育学校	一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校

(2) GIGAスクール構想によるICTを活用した遠隔協働学習

- ・ICTを活用した学習環境の充実(1人1台端末環境の整備、活用)
- ・遠隔システムの積極的な活用

(3) 地域社会との連携

保護者や地域住民等の学校運営への参加・参画を得ながら地域全体で子どもたちの成長を支える環境を整えていくことが必要

11



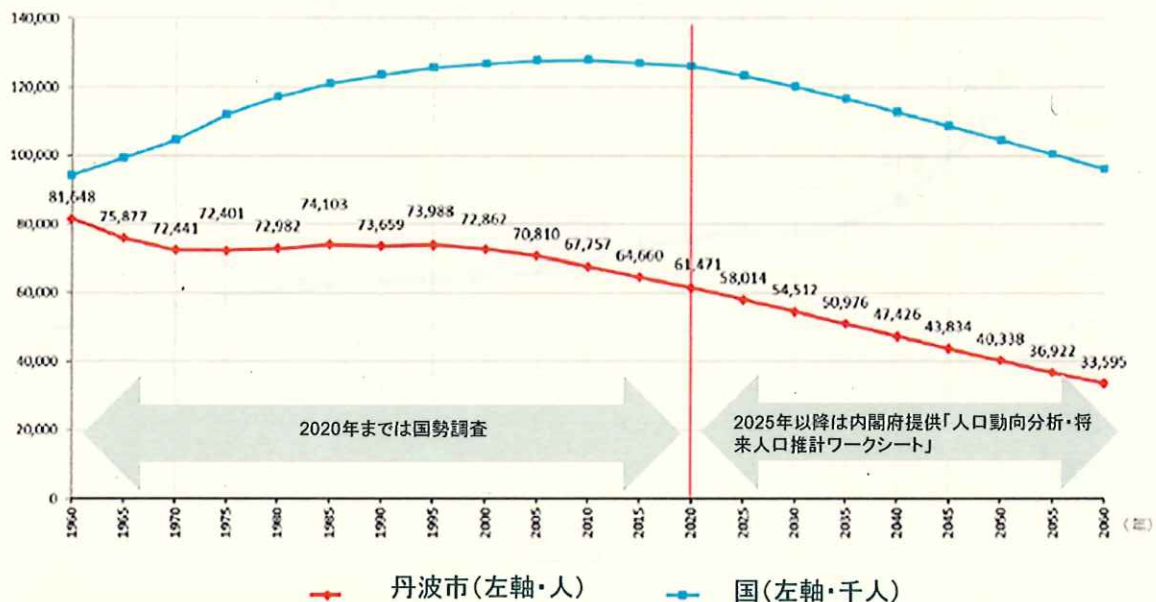
2 丹波市の人口推移、小学生数の推移状況

12

丹波市及び国の人口推移

丹波市:人／ 国:千人

出典:丹波市第3期人口ビジョン

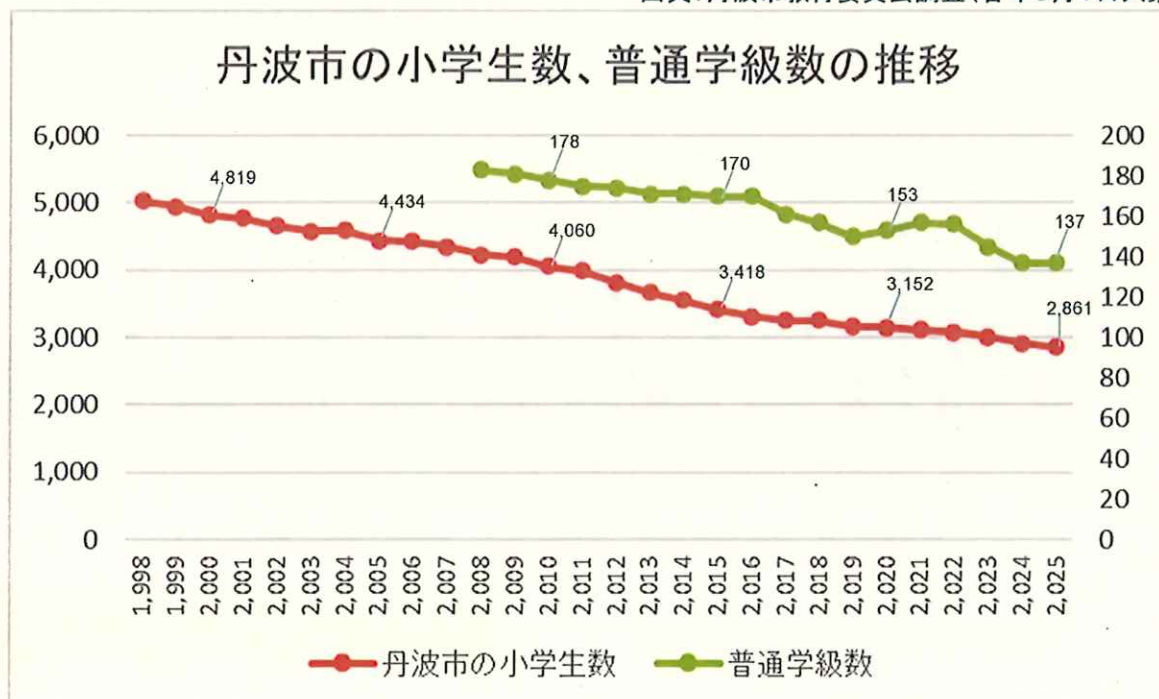


※丹波市の総人口は、1970年から1995年にかけてはほぼ横ばいで推移し、1995年をピークに2020年にかけて減少を続けており、今後も人口は減少し続ける予測となる。

13

丹波市の小学生数、普通学級数の推移

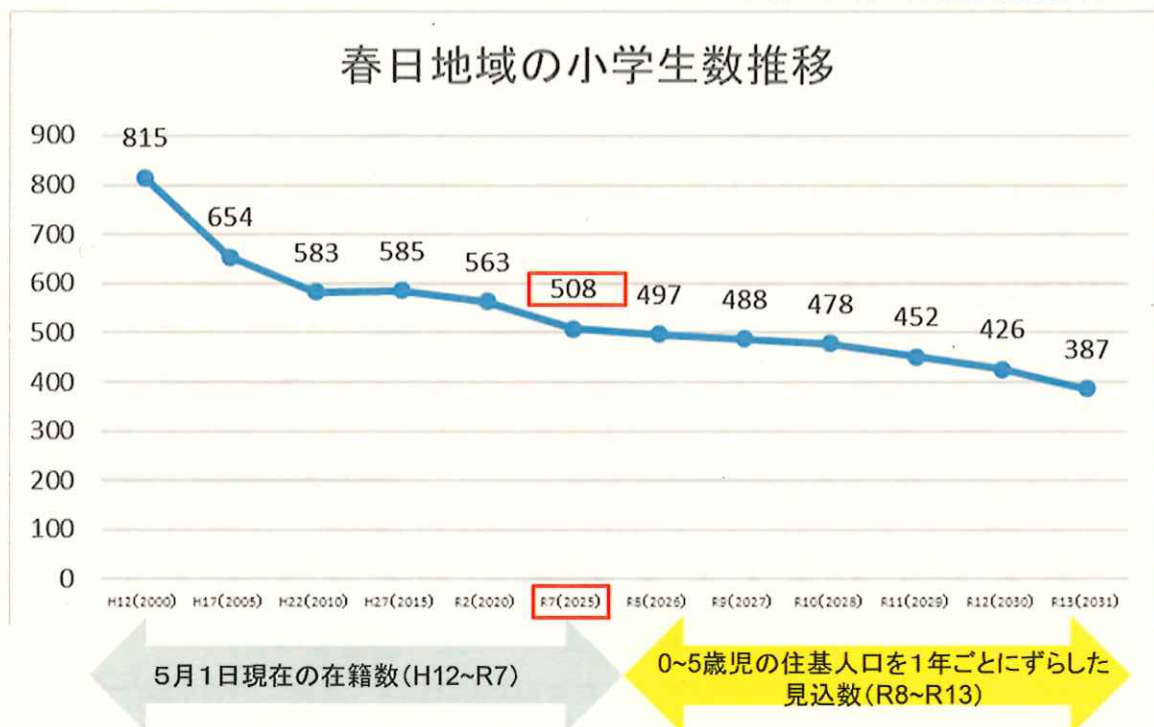
出典:丹波市教育委員会調査(各年5月1日人数)



14

春日地域の小学生数の推移

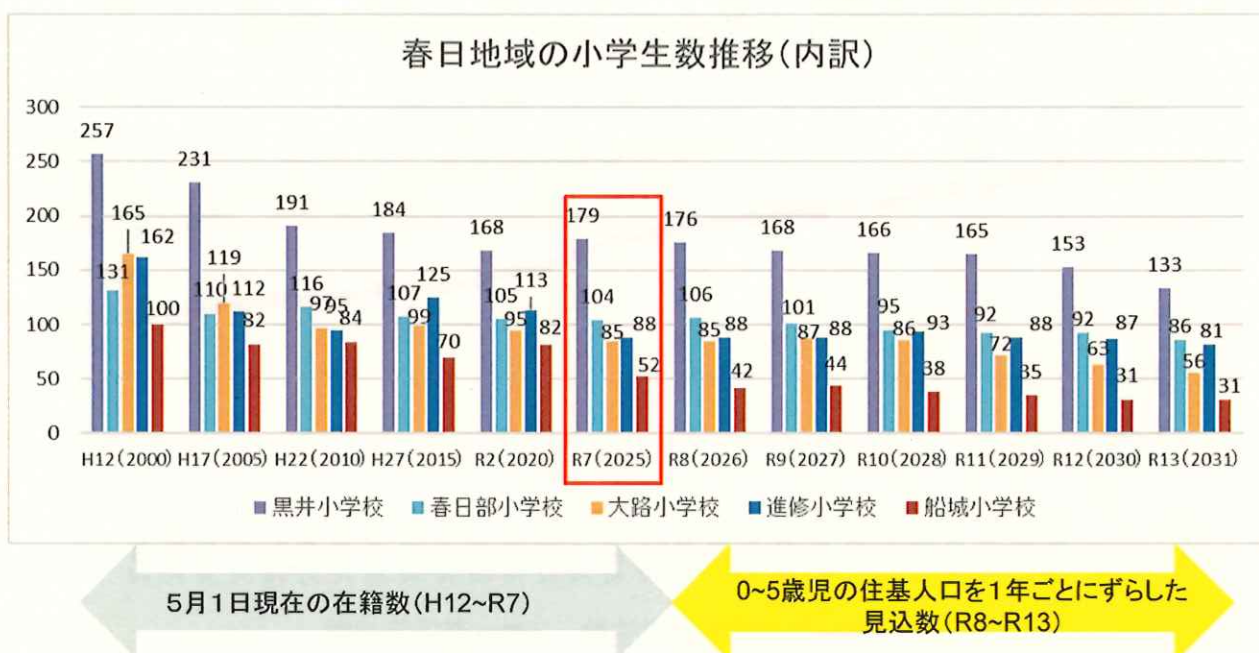
出典: 丹波市教育委員会調査(各年5月1日人数)
令和7年3月31日現在の住基人口



15

春日地域の小学生数の推移(内訳)(学校別)

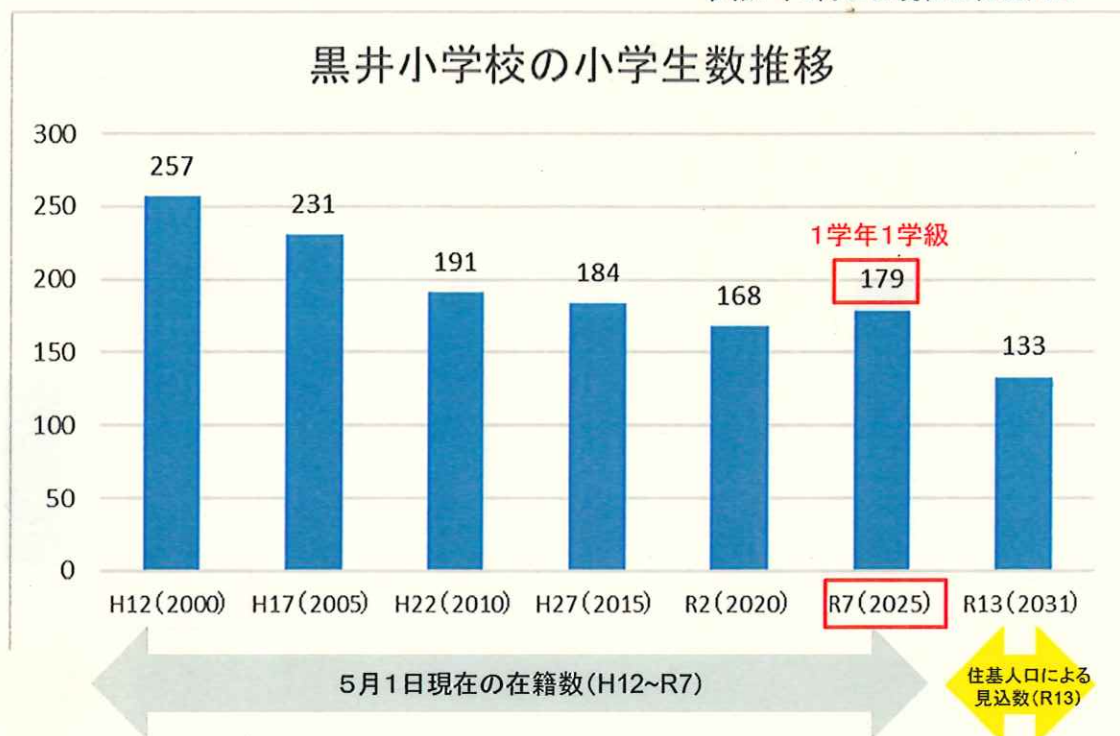
出典: 丹波市教育委員会調査(各年5月1日人数)
令和7年3月31日現在の住基人口



16

黒井小学校の小学生数の推移

出典:丹波市教育委員会調査(各年5月1日人数)
令和7年3月31日現在の住基人口



17

黒井小学校の小学生数の推移

- ・令和7年度は5月1日現在の在籍数、令和8年度以降は、令和7年3月31日現在の0~5歳児の住基人口を1年ごとにずらした見込数

黒井小学校 ※特別な支援を要するこどもの人数含む

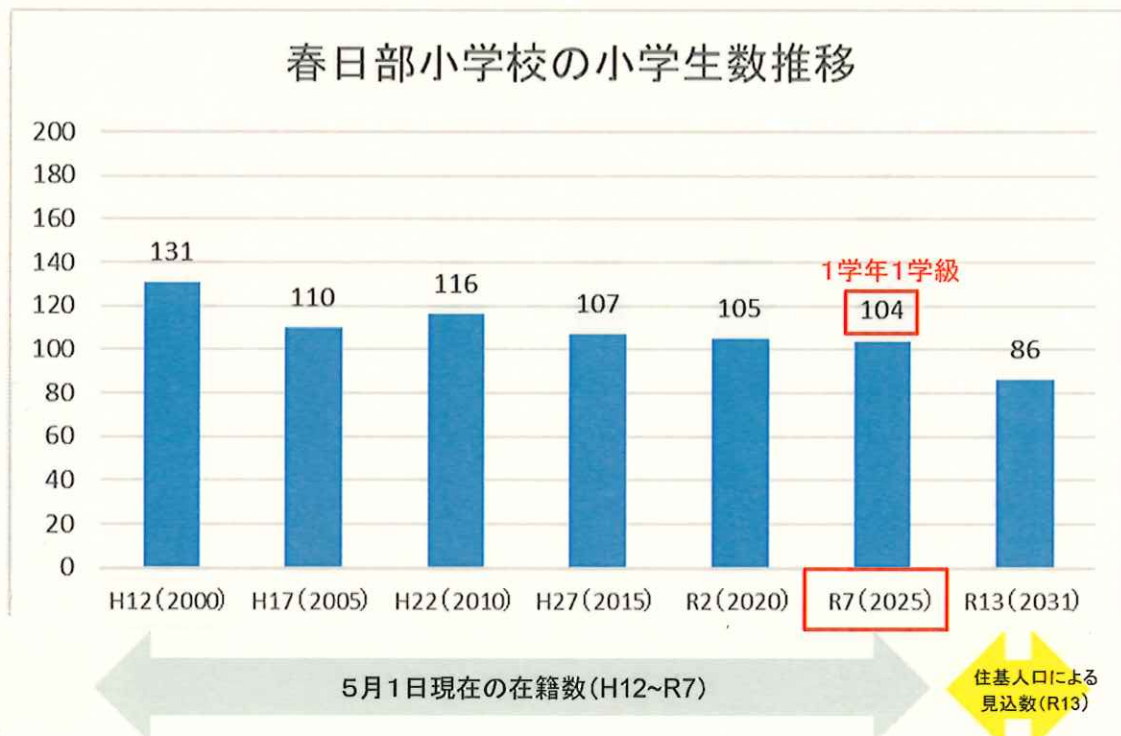
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
令和7年度	33	31	22	31	36	26	179
令和8年度	23	33	31	22	31	36	176
令和9年度	28	23	33	31	22	31	168
令和10年度	29	28	23	33	31	22	166
令和11年度	21	29	28	23	33	31	165
令和12年度	19	21	29	28	23	33	153
令和13年度	13	19	21	29	28	23	133

※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正(令和3年)により、普通学級1クラスの編制基準は35人である。上表には特別支援学級に通学されるこどもの人数を含んでいるため、実際のクラス編制では差異が生じる場合がある。

18

春日部小学校の小学生数の推移

出典：丹波市教育委員会調査（各年5月1日人数）
令和7年3月31日現在の住基人口



19

春日部小学校の小学生数の推移

- ・令和7年度は5月1日現在の在籍数、令和8年度以降は、令和7年3月31日現在の0~5歳児の住基人口を1年ごとにずらした見込数

春日部小学校 ※特別な支援を要するこどもの人数含む

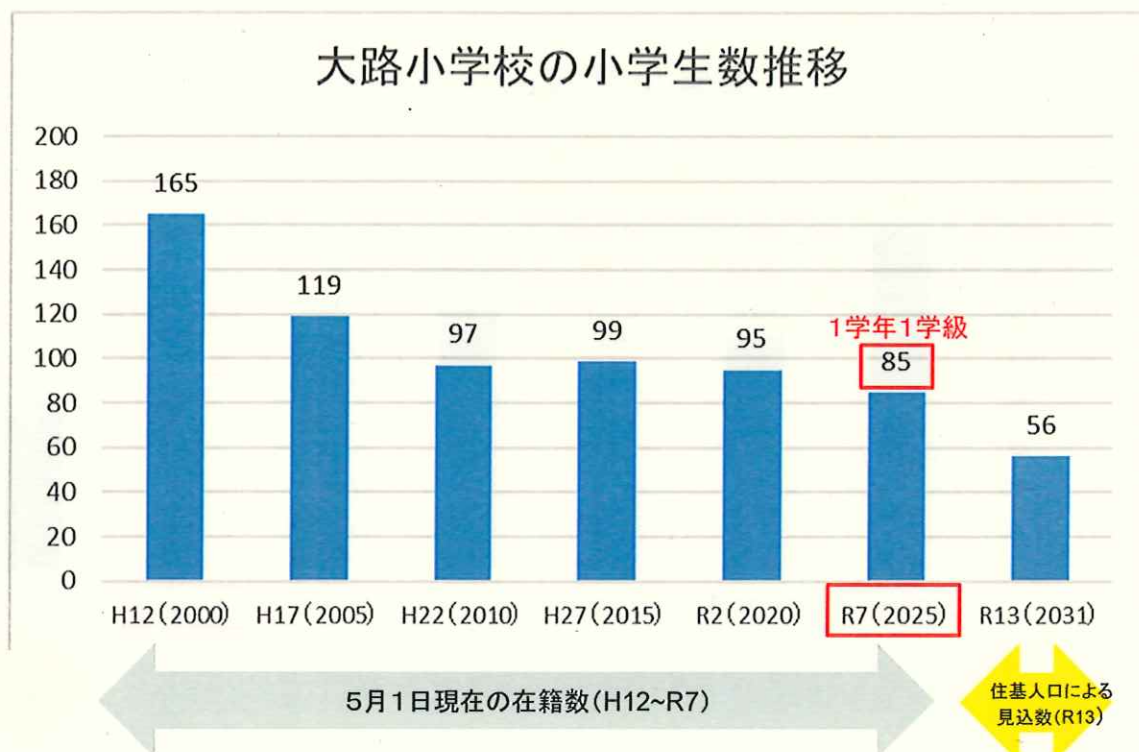
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
令和7年度	19	15	16	20	18	16	104
令和8年度	18	19	15	16	20	18	106
令和9年度	13	18	19	15	16	20	101
令和10年度	14	13	18	19	15	16	95
令和11年度	13	14	13	18	19	15	92
令和12年度	15	13	14	13	18	19	92
令和13年度	13	15	13	14	13	18	86

※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正（令和3年）により、普通学級1クラスの編制基準は35人である。上表には特別支援学級に通学されるこどもの人数を含んでいるため、実際のクラス編制では差異が生じる場合がある。

20

大路小学校の小学生数の推移

出典：丹波市教育委員会調査（各年5月1日人数）
令和7年3月31日現在の住基人口



21

大路小学校の小学生数の推移

・令和7年度は5月1日現在の在籍数、令和8年度以降は、令和7年3月31日現在の0~5歳児の住基人口を1年ごとにずらした見込数

大路小学校 ※特別な支援を要するこどもの人数含む

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
令和7年度	11	14	21	12	10	17	85
令和8年度	17	11	14	21	12	10	85
令和9年度	12	17	11	14	21	12	87
令和10年度	11	12	17	11	14	21	86
令和11年度	7	11	12	17	11	14	72
令和12年度	5	7	11	12	17	11	63
令和13年度	4	5	7	11	12	17	56

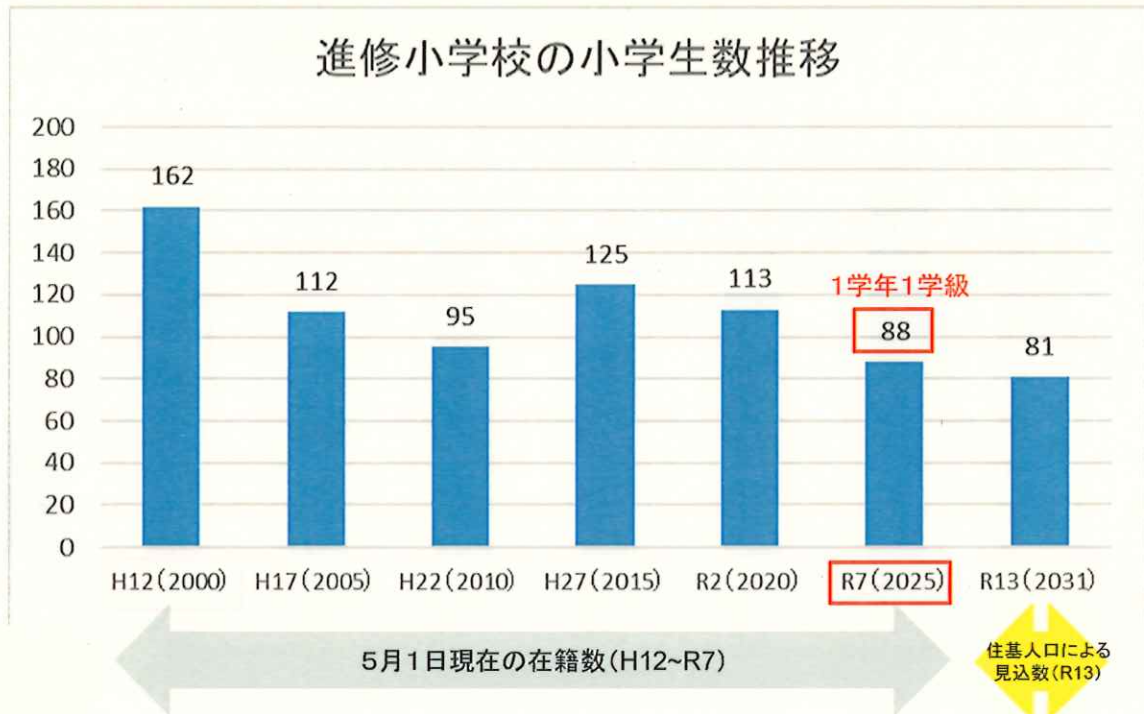
※黄色は複式学級となる学年

複式学級・・・隣り合う2つの学年の児童の合計人数が14人以下(1年生を含むときは8人以下)の場合に1つの学級として編制する。

22

進修小学校の小学生数の推移

出典：丹波市教育委員会調査（各年5月1日人数）
令和7年3月31日現在の住基人口



23

進修小学校の小学生数の推移

- ・令和7年度は5月1日現在の在籍数、令和8年度以降は、令和7年3月31日現在の0~5歳児の住基人口を1年ごとにずらした見込数

進修小学校 ※特別な支援を要するこどもの人数含む

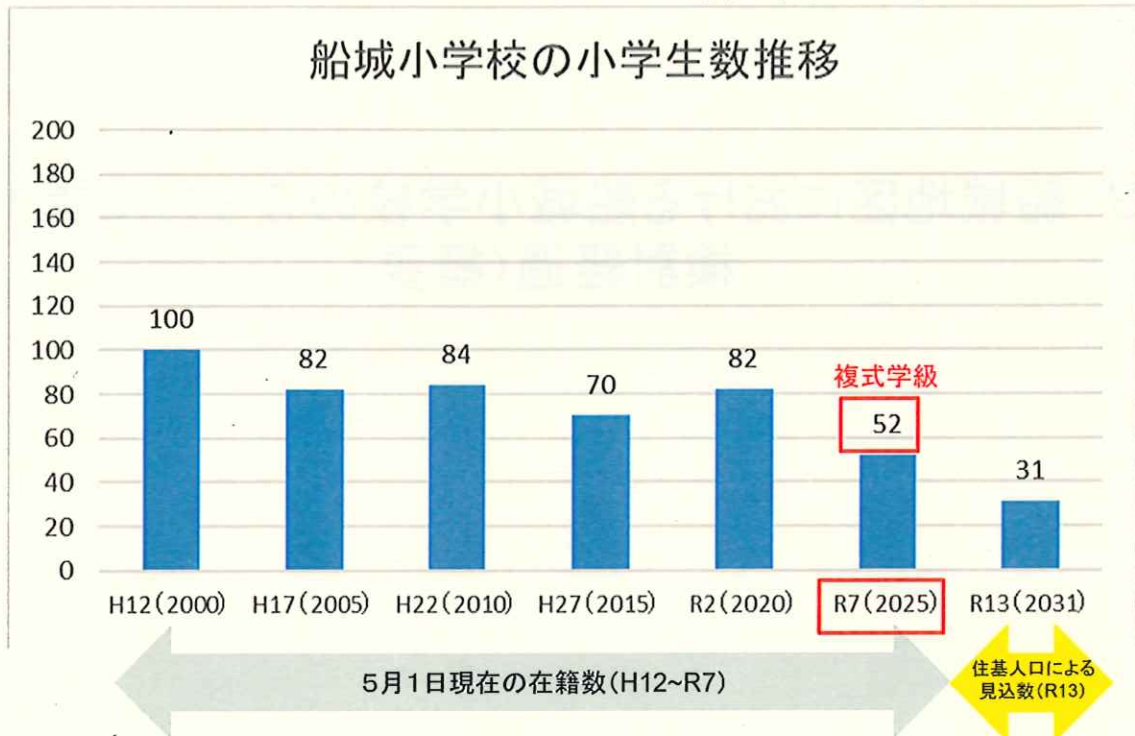
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
令和7年度	13	18	15	13	14	15	88
令和8年度	15	13	18	15	13	14	88
令和9年度	14	15	13	18	15	13	88
令和10年度	18	14	15	13	18	15	93
令和11年度	10	18	14	15	13	18	88
令和12年度	17	10	18	14	15	13	87
令和13年度	7	17	10	18	14	15	81

※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正（令和3年）により、普通学級1クラスの編制基準は35人である。上表には特別支援学級に通学されるこどもの人数を含んでいるため、実際のクラス編制では差異が生じる場合がある。

24

船城小学校の小学生数の推移

出典：丹波市教育委員会調査（各年5月1日人数）
令和7年3月31日現在の住基人口



25

船城小学校の小学生数の推移

- ・令和7年度は5月1日現在の在籍数、令和8年度以降は、令和7年3月31日現在の0~5歳児の住基人口を1年ごとにずらした見込数
- ・下表には特別支援学級に通学されるこどもの人数を含んでいるため、実際のクラス編制では差異が生じる。令和7年度現在、2・3年生で複式学級を編制している。

船城小学校 ※特別な支援を要するこどもの人数含む

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
令和7年度	6	6	9	8	8	15	52
令和8年度	5	6	6	9	8	8	42
令和9年度	10	5	6	6	9	8	44
令和10年度	2	10	5	6	6	9	38
令和11年度	6	2	10	5	6	6	35
令和12年度	2	6	2	10	5	6	31
令和13年度	6	2	6	2	10	5	31

※黄色は複式学級となる学年

複式学級・・・隣り合う2つの学年の児童の合計人数が14人以下（1年生を含むときは8人以下）の場合に1つの学級として編制する。

26

3 船城地区における船城小学校の在り方に関する 検討経過(概要)

27

船城地区における船城小学校の在り方に関する検討経過(概要)

令和5年10月	丹波市立学校適正規模・適正配置方針の説明会、意見交換会の開催(PTA主催) ・船城小学校保護者、かすが花の子園船城地区保護者が参加 ・「船城小学校の現状と今後について思うこと」をテーマにグループワーク実施 ・後日、PTAにより「今後に関するアンケート」を実施
令和5年12月	・PTA役員から自治会長会代表へアンケート結果の報告、船城小学校の在り方に関する自治会との協議に入りたい旨を報告された。
令和6年1月	船城地区自治会長会説明会の開催 ・船城地区自治協議会、船城地区自治会長会各自治会長、船城小学校保護者、かすが花の子園船城地区保護者が参加 ・丹波市立学校適正規模・適正配置方針及び児童数の推移について説明 ・PTAから「今後に関するアンケート」の結果概要、船城小学校の在り方に関する自治会との協議に入りたい旨を報告された。
令和6年3月	船城小学校の在り方に関する話し合いの場を持つことが決定された。

28

船城小学校の在り方検討委員会の設置

令和6年8月に船城小学校の在り方検討委員会の設置

- ・船城地区自治会長会、船城地区自治協議会、船城小学校保護者、認定こども園かすが花の子園保護者、計26名で構成
- ・検討委員会の目的(検討委員会 会則第2条)
『地域住民相互が共に考え、船城地区のこどもたちにとってより良い教育環境の方向を定めることを目的とする。』

29

船城小学校の在り方検討委員会経過(概要)

令和6年8月	・会則の説明 ・委員長、副委員長の選出 ・丹波市立学校適正規模・適正配置方針(概要)、児童数の推移の説明(丹波市教育委員会) ・質疑応答
令和6年9月	・会則(抜粋)について再度説明 ・PTAより令和5年度船城小学校アンケート調査結果の報告 ・グループ討議の実施 テーマ:自身の体験談をもとに、多いクラス少ないクラスのメリット・デメリット、大人数になったときの不安
令和6年10月	・複式学級について説明、質疑応答(丹波市教育委員会) ・前回のグループ討議のまとめについて意見交換
令和6年11月	船城小学校音楽祭「創立150周年記念ふなキッズコンサート」 見学

30

船城小学校の在り方検討委員会経過(概要)

令和6年12月	【令和5年4月に統合した吉見小学校の視察、校長ヒアリング(12/5)】 参加者: 自治会長9名、保護者5名、自治協議会会長、船城地区自治協議会事務局1名 ・校長より統合後の学校の状況について報告 ・各学年の授業の様子を視察 ・校長から質問に対する回答、統合する前や統合年度の学校側や保護者、地域等の対応状況について説明 ・質疑応答 【検討委員会(12/23)】 ・吉見小学校視察の概要報告について ・検討委員会の今後の進め方について ・「船城小学校の在り方検討委員会」の中間報告について
令和7年1月	・検討委員会の方向性の集約(グループごとに意見集約)
令和7年2月～3月	・方向性のまとめ

船城地区自治会長会から丹波市教育委員会へ要望書の提出

令和7年3月27日付け、船城地区自治会長会から丹波市教育委員会宛てに要望書の提出

[要望事項]

- ・1学年1学級以上の学級編制とすること
- ・統合も視野に入れた春日地域での検討委員会(仮称)を設置すること

要望書



船城地区自治会長会

丹波市立船城小学校の在り方に関する要望書

早春の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より、船城地区の子どもたちの学びを支える船城小学校の在り方について多大なるご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

船城小学校におきましては、少子化の影響により子どもの数の減少が著しく、令和12年度には完全複式(3学級)規模の学校となる見込みです。また、令和10年度の新入生の数は、丹波市が公表している人口統計によれば1名のみとなります。

このような中、令和5年10月に実施しました、船城小学校PTA保護者アンケートの結果を受け、令和5年12月に船城小学校PTAから船城地区自治会長会に「船城小学校の今後の方向性を協議する場を持ってほしい。」との要望がありました。

船城地区自治会長会では、令和6年3月にその要望を受け入れることを決定し、令和6年7月に船城地区の子どもたちにとってより良い教育環境を検討するため「船城小学校の在り方検討委員会」の会則を策定し、委員会を設置いたしました。

令和7年2月20日に船城小学校の在り方検討委員会から答申を受け、下記の通り要望いたします。

なお、この要望につきましては、船城小学校児童数の減少推移から見て、喫緊の課題であり早急な対応をお願いするものであります。

記

- ・1学年1学級以上の学級編成とすること。
- ・統合も視野に入れた春日地域での検討委員会(仮称)を設置すること。